住所　名古屋市天白区平針１丁目601番地
河佐代子　昭和34年８月19日生
住所　大阪府箕面市如意谷４丁目６番17―605号
李美佐枝　昭和54年４月19日生
住所　浜松市西区湖東町1815番地160
朴政燮　昭和25年12月17日生
住所　群馬県みどり市笠懸町久宮343番地１
金貞連　昭和27年２月22日生
朴眞惠　昭和60年10月17日生
朴光惠　昭和60年10月17日生
住所　群馬県前橋市荒牧町573番地２
朴在守　昭和54年７月11日生
住所　東京都板橋区宮本町22番６号
朴智惠　昭和56年８月14日生
住所　京都市伏見区下鳥羽南柳長町３番地
全敏夫　昭和33年８月28日生
住所　兵庫県姫路市豊沢町126番地
全麻樹　昭和53年２月25日生
住所　大阪市生野区鶴橋５丁目10番22号
金清司　昭和46年７月30日生
張志津枝　昭和51年４月25日生
金梨華　平成13年10月19日生
住所　名古屋市北区桐畑町100番地
張福徳　昭和27年７月22日生
住所　名古屋市北区桐畑町35番地
李㺭美　昭和54年８月28日生
住所　名古屋市北区桐畑町35番地
張次男　昭和30年７月11日生
住所　名古屋市北区彩紅橋通２丁目１番地２
張光子　昭和32年９月10日生
住所　奈良県大和郡山市稗田町53番地47
李正一　昭和29年１月１日生
住所　東京都江東区東陽６丁目２番27―1010号
李富美　昭和40年10月26日生
住所　東京都江戸川区東葛西１丁目20番８号
朴京子　昭和42年10月８日生
夫涼平　平成17年６月15日生
夫絢愛　平成19年５月30日生
住所　群馬県前橋市荒牧町573番地２
崔成徳　昭和55年１月25日生
住所　北九州市小倉南区上吉田５丁目21番８号
權光　昭和58年11月17日生
住所　東京都大田区南馬込２丁目26番８号
孫由紀　昭和53年１月８日生
住所　東京都大田区南馬込２丁目26番８号
孫由加　昭和57年９月３日生
住所　東京都大田区南馬込２丁目26番８号
孫由莉　昭和59年12月24日生
住所　広島市西区南観音２丁目８番19―401号
文亞矢　昭和49年１月７日生
文廉己　昭和51年４月２日生
住所　広島市西区楠木町１丁目11番14―502号
文忍　昭和46年10月29日生
住所　広島県東広島市西条町寺家7237番地４
許徹　昭和52年１月12日生
住所　愛知県春日井市六軒町1606番地183
金泰鎭　昭和31年11月30日生
具康江　昭和37年８月15日生
金大介　昭和61年11月17日生
金宏典　昭和63年10月27日生
住所　愛知県春日井市六軒町２丁目７番地17
金良典　昭和63年10月27日生
住所　名古屋市昭和区円上町19番６号
朴洋子　昭和40年２月５日生
住所　愛知県岡崎市井田町字４丁目41番地
裵順子　昭和24年１月17日生
住所　京都府相楽郡精華町大字下狛小字浅美原29番地１
任永植　昭和43年３月19日生
住所　京都府亀岡市篠町見晴５丁目19番１号
李朔代　昭和42年８月６日生
住所　京都府亀岡市篠町見晴７丁目１番１号
李和代　昭和48年５月10日生
住所　京都市伏見区竹田久保町67番地15
高和子　昭和30年４月30日生
文明信　平成５年２月28日生
住所　滋賀県長浜市平方町602番地２
田幹也　昭和58年１月14日生
田敬子　昭和59年３月17日生

○外務省告示第四百七十八号

平成二十二年三月十五日に東京で、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年十月二十六日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　岡田克也外務大臣
東ティモール側　ザカリアス・アルバノ・ダ・コスタ外務・協力大臣

平成二十二年十一月十五日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百七十九号

平成二十二年三月十五日に東京で、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年十月二十六日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　岡田克也外務大臣
東ティモール側　ザカリアス・アルバノ・ダ・コスタ外務・協力大臣

平成二十二年十一月十五日

外務大臣　前原　誠司

○国税庁告示第三十三号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人川口市民環境会議	埼玉県川口市東川口二丁目一番二五号上野ビル二階ウィンズ保育園内	浅羽　理恵	平成二十二年十一月十六日から平成二十七年十一月十五日まで

○国税庁告示第三十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人富士山を世界遺産にする国民会議の項中「東京都港区麻布台１丁目七番三号七階」を「東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号四階」に改める。

○厚生労働省告示第三百八十五号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき、青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一中「それを踏まえた措置を講ずることとして差し支えないものである」を「それに留意すること」に改める。

第二中「離職状況」の下に「、学校等の卒業時期」を加え、同第二号中「設定すること。」の下に「当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも三年間は応募できるものとすること。」を加え、同第四号中「提供すること。」の下に「また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。」を加える。

第三第二号に次の㈢を加える。

㈢　青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。